

令和7年度
第1回鳴沢村総合教育会議議事録

令和8年3月3日

総務課

令和7年度 第1回鳴沢村総合教育会議 議事録

- 1 日 時 令和8年3月3日(火)
午前10時00分～午前10時47分

- 2 場 所 鳴沢村役場議員控室

- 3 出席者 (構成員) 小林 茂澄村長、渡辺 厚子教育長、
渡辺 朗教育長職務代理者、
長峰 里砂教育委員、渡辺 宏之教育委員、
渡邊 菊美教育委員
(事務局) 渡邊 英博総務課長、小林 大介総務課主査、
渡邊 寛教育課長、渡邊 真也教育課主幹、
三浦 宏子教育課主幹

- 4 協議・調整事項
 - (1) 業務量管理・健康確保措置実施計画の内容及び実施状況についての報告
 - (2) その他
学校運営協議会制度の導入について(導入の趣旨や今後のスケジュール等)

開会 午前10時00分

総務課長 本日は、あいにくの天気の中、また、公私ともにお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。

ただいまから、令和7年度第1回鳴沢村総合教育会議を開会いたします。この総合教育会議については、ご存じのとおりかと思いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成27年度から始まっているものでして、同法第1条の4第1項の規定に基づき開催するものであります。

総合教育会議では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について、調整を行うため設けるものでございますが、今回は次第にありますとおり業務量管理・健康確保措置実施計画の内容及び実施状況についての報告を主な議題とさせていただきます、その他として、学校運営協議会制度の導入について報告するため、開催することとなります。それではまず始めに、主宰者であります村長よりあいさつをお願いいたします。

村長 委員の皆さま、大変ご苦労さまでございます。

委員の皆さま方には、総合教育会議のご案内をさせていただきましたところ、お忙しい中をお集まりいただきまして、厚くお礼を申し上げますとともに、平素から村の教育の推進にご尽力をいただいておりますことを、改めてお礼申し上げます。

この総合教育会議が創設された背景は、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、平成27年度に施行されたことに伴うものでございます。

今回の開催につきましては、この度の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の改正に伴い、教

育職員の勤務時間管理及び健康管理などの適切な安全配慮義務を負うため、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針計画の策定が必要となったことに起因しており、現に令和8年2月の教育委員会定例会で議決いただいた内容の報告がメインになるかと思えます。

この総合教育会議を通じ、皆さま方と共に村の教育行政に対する認識を一致させ、より良い村の教育のために、知恵を出し合い、相互の協議・調整を図っていきたいと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課長 どうもありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては、鳴沢村総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定により、村長が議長となり進めていただきますのでよろしくお願ひいたします。

村長 それでは、私のほうから議事を進めさせていただきます。

早速ではありますけれども、協議・調整事項に移らせていただきます。

協議・調整事項1「業務量管理・健康確保措置実施計画の内容及び実施状況についての報告」を議題といたします。

なお、以降についても同様となりますが、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関しては、総合教育会議にて協議するものとなっております。本村においては、従来から行政と教育委員会が協力して教育環境の整備を行い、教育・文化の振興を図っておりますので、鳴沢村総合教育会議設置要綱第9条の規定により、当該事項に関する事務に関しては、平成27年度から教育委員会へ委任していることをあらかじめご承知おきください。それでは、事務局（教育委員会）より報告を求めます。

教育課長 はい。それでは協議・調整事項1についてご報告をさせていただきます。

きます。資料の「鳴沢村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」をご覧ください。

先ほど村長の挨拶にもありましたが、本計画につきましては先月25日に開催しました、令和8年第2回鳴沢村教育委員会定例会に議案として上程し、同日議決をいただき策定を行ったものであります。

それでは内容を説明させていただきます。1ページ目をご覧ください。

1の計画の趣旨・現状の(1)計画の趣旨につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律改正に伴い、法の規定に基づき、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が改訂されました。

この指針において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その他の関係法令に則り、教育職員の勤務時間管理及び健康管理、学校と教師の業務分担の見直しや適正化、在校時間の長時間化を防ぐための必要な環境整備等、教育職員の心身の健康を損なうことがないように注意する安全配慮義務が、サービス監督教育委員会である市区町村教育委員会の講ずべき措置として記載されております。

鳴沢村教育委員会では、国による改訂後の指針に即して業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとされているため、指針に即した計画を策定するものです。

なお、この計画における「教育職員」は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で規定する教育職員となるものであります。

(2)については、村の現状をまとめたものです。

鳴沢小学校の教育職員の時間外在校等時間の状況として、表1で令和6年度の教育職員一人当たりの平均時間外在校等時間、年平均月45時間以上の教育職員の割合、年平均月80時間以上の教育職員の割合を示しております。

本村の特徴としては、教育職員の母数が少ないことから、年度によって割合数値の変動の幅が大きいですが、表1で示す時間外在校等時間が年平均80時間以上の教育職員の割合は、山梨県が山梨県公立学校働き方取組方針で公表している月当たりの正規の勤務時間が80時間を超過した教育職員の割合での県下による小学校の割合の6.6%と同程度となりました。

2ページでは、令和5年度と令和6年度の月別の状況を表2で示しております。

この表から見ると、時間外在校等時間が月45時間以上及び月80時間以上であった月が、令和5・6年度ともに同様な状況となっているのが分かるかと思えます。

4～6月は、教職員の人事異動によって新年度に向けた事前準備が困難なこと、年度初めで児童や保護者との関係性構築に時間を要することなどが要因として考えられ、この時期の時間外在校等時間が月45時間以上及び月80時間以上の教育職員の数を減少させるためには、すでに県及び市町村の次期校務支援システムの会議において行っているような様式等の標準化のほか、教育職員が使用するフォルダ構成の統一化など、県下全域での取り組み内容に寄与するところが大きいと考えられます。

また、10月、11月に再度、時間外在校等時間が月45時間以上及び月80時間以上の教育職員数が多くなっている原因としては、校内研究などの子どもたちへの教育に対する研究に時間を要していると考えられます。

3ページでは、表3としまして、一教育職員の年間合計時間外在校等時間の人数を示し、ここからAの教育職員数は、令和5年度より令和6年度の方が増加していることが分かります。

このことから、業務の見直しだけでは時間外在校等時間を縮減することには限界があり、前述の年度末人事異動による要因のほか、学習指導要領の改訂といった国の施策やシステムの標準化と統一化、フォルダ等の構築の一本化など、県の施策が本計画のKPI達成に深く関わっていると考えられます。

本村としても国や県の動向を注視及び要望を行っていきませんが、夏休みなどの長期休暇以外の時期は、時間外在校等時間が月45時間以上及び月

80時間以上となっている教育職員が一定数いることを踏まえ、今後更なる教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要であることから、法に基づき、次ページ以降に目標と計画期間、内容や取り組み等を示すものであります。

4ページは、本計画において達成を目指す目標を掲げています。

1点目として、時間外在校等時間に関する目標として、令和10年度末までに、年合計の時間外在校等時間を月平均45時間以下にし、計画期間中における、年合計の時間外在校等時間の月平均80時間以上の教育職員数を引き続き0とすることとしています。

2点目として、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標として、全ての教育職員へのストレスチェックを実施する他、4項目の目標を設定するものであります。

3の計画の期間は、令和8年度から令和11年度とし、4の実施する業務量管理・健康確保措置の内容としまして、計画期間中の重点事項として取り組む内容を示しております。

(1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直しは、「登下校の通学路における日常的な見守り活動等」、5ページの「学校徴収金の徴収・管理」、「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」、「調査・統計等への回答や共同学校事務室との連携」、「ICT機器やネットワーク機器の日常的な保守・管理」、「授業準備・学習評価や成績処理」、「支援が必要な児童・家庭への対応」について取り組むものであります。

6ページの(2)学校における措置の推進としまして、学校における以下2点の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図るものであります。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組として、教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等を遵守し、かつ以下5点について取り組むものであります。

7ページをお願いします。5の関連する取組、今後のフォローアップとしましては、取組の着実な実行を図るため、教育職員の時間外在校等時間

の状況を把握し、毎年度本村HPで公表するとともに、総合教育会議において報告することとする、他5点について取り組むものであります。

冒頭、若干触れさせていただきましたが、令和7年6月に成立した改正給特法により、教育委員会は教育職員に関する計画を、文科省の指針に基づいた形で策定し、その実施状況を毎年公表・報告することとなっております。

本計画は、教員の業務を適正に管理し、心身の健康を守ることで教育の質向上を目指すこと、質の高い教育を持続させるために、何を、どう変えるかを示す行動計画となるものであります。

なお、本計画につきましては、鳴沢小学校の先生方にも内容を確認していただき、それを踏まえた内容となっていることを申し添えます。

協議・調整事項1のご報告につきましては、以上となります。

村長 はい、ありがとうございます。ただいま説明がありました協議・調整事項1につきまして、何か質疑等はございますか。

委員等 質疑等なし

村長 質疑等がないようですので、協議・調整事項1、「業務量管理・健康確保措置実施計画の内容及び実施状況についての報告について」は以上といたします。

それでは、次にその他として、「学校運営協議会制度の導入について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

教育課長 はい、それでは学校運営協議会制度の導入について、ご報告させていただきます。

「学校運営協議会制度導入について」という資料をご覧ください。

資料にはありませんが、まず、学校運営協議会とはということについて若干ご説明させていただきます。

学校運営協議会は、地域の保護者や住民が参加し、学校の運営や教育活

動に関する意見を交換し、協議するための仕組みで、地域と学校の連携を強化し、教育の質を向上させることを目的としています。

地域のニーズや特性を反映した教育課程の編成や、学校行事の見直し、地域学校協働活動の推進などに関する協議を行うことで、地域の人々が学校運営に関与し、子どもたちの学びや成長を支える環境を整える、このことも目的のうちの1つになるものであります。

少し具体的に申しますと、学校運営協議会には地域住民や保護者などが委員として参加して学校運営に関する意見を出し合い、これによって学校と地域の間には緩やかなネットワークが形成され、地域の人的・物的資源を活用した教育活動が実施される、このようなことが期待されているものであります。

それでは、資料をご覧ください。まず、この制度設計ですが、平成29年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務とされたことにより導入された制度となっております。

制度導入のねらいについては、先ほど若干触れさせていただきましたが、社会が変化し、学校を取り巻く問題が多様化、複雑化していることから、学校評議員制度と異なり、一定の権限を有する学校運営協議会制度を導入することで、学校と地域との連携を強化し、開かれた学校から地域とともにある学校への転換を図ることがねらいとなっているものです。

本村の鳴沢小学校は地域社会を担う人材を育成する唯一の教育機関であり、また、村のコミュニティの中でも大きな存在で、他のコミュニティを形成するうえでも大きな役割を担っております。

本制度導入は、学校を核とした地域づくりを推進する原動力にもなると考えるものであります。

次に、制度の導入に向け、これまでの教育委員会での動きについて触れさせていただきます。

前教育長からの引継ぎを受けて情報収集を行い、令和6年3月に県の指導主事による「コミュニティ・スクールの円滑な導入に向けて」の学習会を教育長及び事務局参加により実施。7月に、教育委員会定例会にて制度の資料配付及び説明を行い、情報・課題の共有。9月、県の指導主事による

「コミュニティ・スクールの円滑な導入に向けて」の学習会を、教育委員、教育長、事務局、鳴沢小学校長、教頭の参加により実施。10月、文科省総合教育政策局のCSマイスター、これはコミュニティ・スクールの推進啓発に実績がある有識者で、推進員として活躍されている方ですが、このマイスターによる学習会に、教育長、事務局、鳴沢小学校長、教頭が参加し、本村の実情を踏まえた助言をいただく中で、関係機関と以下の点についての意識合わせを行いました。

1点目に、教育長の意向として、令和9年度には制度をスタートさせたいこと。

2点目に、まずは地域人材を活用した事例を積み重ね、人材の発掘を学校が主となって推進し、教育委員会と情報を共有する中で、学校運営協議会のメンバーを選出していくこと。

3点目に、教育委員会は、総務課や議会等の組織・機関に説明を行い、必要となる例規整備を行っていくこと。

これら3点について、相互に確認を行いました。

以上が、制度導入に向けて教育委員会が実施した事項の経緯となります。次のページは、制度導入に向けた工程表でございます。

今年度につきましては、総合教育会議で趣旨やスケジュール感のご説明と共有、また、組織体制づくりについての検討を行います。

令和8年度は、小学校による保護者への説明や推進委員会の開催、教育委員会による地域住民への周知・理解促進、例規類の整備を経て、令和9年度に学校運営協議会の開催ということでスケジュールリングしております。

学校運営協議会は、教育委員会や小学校と連携しながら地域の意見を反映した方針を策定し、地域の特性に応じた教育活動を展開するために地域の方が学校運営に参加し、子どもたちの教育環境をより良いものにするために取り組みを行っていくものであります。

今後の具体的な手段や実施の詳細につきましては、学校現場との調整を踏まえたうえで決定し、小学校と綿密に連携を取りながら令和9年度のスタートに向けて調整を行っていきたいと考えております。

本村の学校運営協議会制度導入について、現段階の状況と今後の進め方についてのご報告は、以上となります。

村長 ただいま説明がありました、「学校運営協議会制度の導入について」質疑等がありますでしょうか。

委員等 質疑等なし

村長 では、質疑等がないようですので、協議・調整事項2、その他、「学校運営協議会制度の導入について」は、事務局より報告があったとおりといたします。それ以外で、皆さまから何かございますか。

教育長 よろしいでしょうか。日頃より、村長をはじめ、首長部局の皆様には、教育施設の改修や村単教員の配置等にご理解をいただき、多大なるご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

今日は、せつかくの機会ですので、教育委員会が管轄しております放課後児童クラブ（遊学館）について、現状と課題を首長部局の皆様とも共有させていただき、令和8年度に改訂が予定されています、鳴沢村公共施設等総合管理計画に、遊学館のことも触れていただきたく、お時間を頂戴しました。現状等を整理した資料を用意いたしましたので、資料に基づきながら説明させていただきます。

放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業を行う場所であり、事業そのものを指す場合もあります。こども家庭庁のホームページでは、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と表記されています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉法第6条の3第2項において、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業として規定されています。

運営にあたっては、国によって放課後児童クラブ運営指針が定められ、

運営指針解説書やガイドラインも作成されています。

また、多くの自治体は国から補助金の交付を受け、利用者からも利用料を徴収し、公営又は民間委託で運営しています。

鳴沢村の場合は、登録の必要のない児童館から始まり、途中から放課後児童クラブ（遊学館）として方向転換し、平成27年3月には設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、平成30年4月には運営規程を定めております。

現在、補助金の交付を受けず村単費で運営し、利用者からも利用料を徴収していない状況であります。

資料の補足としまして、3世代の交流活動拠点として総合センターを平成13年11月にリニューアルオープンし、図書室などを整備して「遊学館」と命名し、2名の職員を配置したことが記録に残っています。

次に、2番をご覧ください。2番では、教育委員会定例会で承認いただきました本村の放課後児童健全育成の現状と課題、および方向性が記されています。

まず、開所時間ですが、要望としては、18時まで開設してほしいという声があります。現状は、放課後から17時30分までとなっております。学校の授業がない日は、8時から17時30分までになっています。

18時まで開設できない理由としまして、支援員の勤務時間の縛りと人員不足が考えられます。

早番、遅番などの工夫で開所時間の拡大が可能となりますが、支援員の確保が必須となります。

方向性としましては、令和8年度から18時まで時間を延長する方向で固まりましたが、開所時間については、保育所に合わせていきたいと思えます。

始まる時間ですが、1年生も4月1日から預かってほしいとか、出勤に間に合うように朝早くから預かってほしいというような要望もありました。少しずつではありますが、会計年度任用職員の勤務体制を工夫することで、近隣市町村の放課後児童クラブの開所時間に近づいてきました。

教育委員会としましては、会計年度任用職員の勤務体制の安定化を図り、

保育所に合わせていきたいと考えております。

次に、(2) 設置場所をご覧ください。村総合センター2階の一角を「遊学館」と名付け整備し、いわゆる児童館として始まりました。

その当時は下校途中でも自由に来て帰ることのできる施設でありました。その後、放課後児童クラブとして方向転換しました。

総合センターは中央公民館であるので、昼夜問わず大人の利用もあり、車の出入りも多いです。放課後児童クラブとして占有できるエリアが限られ、外遊びについては駐車場の一角を移動式フェンスで囲って遊び場を確保しています。

令和7年度に行われた総合センター駐車場整備のタイミングで、高さ2mほどの柵を設け、駐車エリアと遊びエリアを明確にしました。路面については、「ゴムチップ」「人工芝」「アスファルト」「土」が候補に挙がり、実際に他の施設を視察してまいりました。

費用や管理面など総合的に検討した結果、アスファルトになりましたが、子供たちが転倒したときのリスクがあります。子供同士の接触を避けるように、柵で囲まれた遊びエリア内を移動式フェンス等でさらに区分けするなど、対策を考えています。

遊学館は、低学年も高学年も一緒に過ごす間取りとなっており、異学年と一緒に過ごすことにはメリットもデメリットもあります。

メリットの具体例としましては、異学年の交流が生まれる。デメリットの具体例としましては、高学年が遊びエリアを占領してしまう、体格差による衝突時の危険性が高まるなどが考えられます。

遊学館までは、学校から徒歩5分程度の距離ですが、その間で児童トラブルが多いです。荒天の場合は、小学校の教職員が付き添っています。

方向性として、災害時の引き渡しや外遊びの環境等、総合的に考えますと、放課後児童クラブの施設は、できれば小学校敷地内または小学校に隣接した場所にあった方がよいと思われます。

鳴沢村公共施設等総合管理計画の見直しの中で、なるべく早い段階で移設を検討していただきたいです。

近隣の市町村では、学校敷地内または隣接した場所に放課後児童クラブが設置されているケースがほとんどです。

この総合教育会議の場において決議する内容ではないと承知しておりますが、令和8年度に予定されています鳴沢村公共施設等総合管理計画が、遊学館も考慮した計画となりますようお願い申し上げます。

次に、(3)放課後児童支援員等をご覧ください。現状は、社会教育指導員を兼ねて、週5日、1日、7時間30分パート勤務の会計年度任用職員を1名雇用しています。その他に、社会教育指導補助員を兼ねて、週5日、1日、3時間程度のパート勤務の会計年度任用職員を令和6年度は4名雇用しました。

令和7年度は4名、内1名は補助員が休暇等の際に出勤してもらっておりますが、雇用しています。

2年間、勤務実績があると、3年目に県主催の研修を受講でき、児童福祉施設最低基準第38条に規定する、児童の遊びを指導する者の資格を有したことになります。

令和6年度末では2名が研修を受講済みとなっております。

なお、村独自で令和5年度から支援員対象の研修を年1回半日程度行っていますが、保育士等の専門職はいない状況です。

多様な子供たち、多様な価値観の保護者を相手にしなければならず、専門職としての知識や経験が求められます。何年も募集をかけていますが採用までには至らず、人員不足の状況が続いております。

方向性としては、常勤の専門職を確保し、運営の安定化を図りたいと思っております。村保育所との人事交流制度を設けるなどして、継続的な人事配置を総務課に求めていきたいと思っております。

村の多大なるご理解とご支援により、会計年度任用職員を5名採用していただいております。職員の皆さんは、使命感をもって、日々、子供たちに接して下さっています。しかし、支援員は、子供たちの安全安心を守るという、緊張を伴い、専門的な知識と経験が求められる職務です。

運営については、こども家庭庁からは、放課後児童クラブ運営指針が定められています。勤務時間や職務内容、待遇等の問題から、支援員の配置

が不安定であるのが現状です。

最後に、3番、まとめをご覧ください。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の諸問題は、教育委員会だけでは解決できないことが多いです。本事業を本村の子育て支援政策の一つとしてどのように位置付けるのかは、他市町村の事例も参考にした上で、中長期的な視点で、首長部局と共に検討する必要があります。

令和8年度に鳴沢村公共施設等総合管理計画が改訂される予定となっています。

この計画は、本村における施設の適切な規模とあり方を示すもので、公共施設等のマネジメントを徹底することにより施設等の機能を維持し、次世代に負担を残さない、効率的・効果的な施設等の適切な配置を実現するために定める村の基幹計画となります。

施設のあり方や事業の位置づけを含めた計画の改訂となるように首長部局に対して求め、総合教育会議等で本事業の方向性について協議していきたいと考えております。

本日は、まず、遊学館の現状を共有していただきたいと思い、お時間を頂戴しました。

遊学館の運営は、村の教育施策や福祉分野にも関わりますので、教育委員会のみで方針等を決定できないと考えます。

繰り返しになりますが、遊学館の現状と課題を踏まえた、公共施設等総合管理計画になりますようお願い申し上げますと共に、この会をきっかけに、今後も首長部局と協議させていただきたくお願い申し上げます。

村長 はい。ありがとうございました。その他、何かございますでしょうか。

渡辺朗委員 よろしいでしょうか。今、遊学館のお話が出まして、いろいろ評判はあるかとは思いますが、若い夫婦には評判がいいようなので、今後も続けていただければと思うのですが、ぜひ、役場が移転する際に、小学校の近くのこの施設の中に遊学館を入れてもらうようなことを1つの案として、頭の中に入れておいてもらって、動いていただければありがたいな

と思いますのでお願いいたします。以上です。

村長 はい。ありがとうございます。事務局におかれましては、また検討していただければと思います。その他、何かありますか。

委員等 質疑等なし

村長 それでは以上をもちまして、終了といたします。
スムーズな会議運営にご協力いただきありがとうございました。

総務課長 皆さま大変お疲れ様でした。

慎重審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。

総合教育会議につきましては、鳴沢村総合教育会議設置要綱第2条の所掌事務中、協議及び調整等を行う必要が生じた場合に次回総合教育会議を開催することとなりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育大綱の計画期間が令和8年度までとなっております。

また、今回の議題となりました事項に関しても、毎年報告義務が生じることとなりましたので、今後少なくとも毎年1回以上は開催されることになるかと思えます。開催についてはその都度、首長からご連絡をさせて頂けたらと思っております。

なお、同設置要綱第4条第2項の規定で、教育委員会からも総合教育会議の招集を求めて頂くこともできますので、協議が必要な場合はご連絡をいただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年度第1回鳴沢村総合教育会議を閉会させていただきます。お疲れ様でした。

閉会 午前10時47分